

第一百六十六回
参議院農林水産委員会会議録第九号平成十九年四月二十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

岩永 浩美君

補欠選任

保坂 三蔵君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

加治屋義人君
岩城 光英君
常田 享詳君
主濱 了君
和田ひろ子君

農山大臣

○委員長(加治屋義人君) 農山漁村の活性化のた

めの定住等及び地域間交流の促進に

関する法律案

付

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交

流の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交

付

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交

流の促進に関する法律案

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交

流の促進に関する法律案

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

付

五 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流の促進に関する重要な事項	三 第五条第七項に規定する活性化施設の用に供される土地及び開発して同項に規定する活性化施設の用に供されることが適当な土地（前二号に掲げる土地を除く。）	四 前二号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地
（地域）	第三条 この法律による措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。	地
	一 農用地及び林地（以下「農林地」という。）が当該地域内の土地の相当部分を占めていることその他他当該地域の土地利用の状況、農林漁業従事者数等からみて、農林漁業が重要な事業である地域であること。	
	二 当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると認められること。	
	三 既に市街地を形成している区域以外の地域であること。	
（基本方針）	第四条 農林水産大臣は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	
	第五条 在本邦においては、次に掲げる事項を定める。	
一 定住等及び地域間交流の促進のための措置	第一項に規定する事項	
二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講すべき地域の設定に関する基本的事項	二 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項	
三 定住等及び地域間交流の促進のための施策	三 定住等及び地域間交流の促進のための施策	
四 次条第一項に規定する活性化計画の作成に関する基本的事項	四 次条第一項に規定する活性化計画の作成に関する基本的事項	
六 計画期間	五 前二号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項	
五 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流の促進に関する重要な事項	六 計画期間	
（活性化計画の作成等）	第五条 都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成することができる。	
	二 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。	
	一 活性化計画の区域	
	二 活性化計画の目標	
	三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項	
	イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興をする事業	
	ロ 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業	
	ハ 農林漁業の体験のための施設その他の地	
	ニ 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項	
	四 前号の事業に係る他の地方公共団体との連携に関する事項	
（活性化計画の作成等）	第六条 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。	
	一 活性化計画の区域	
	二 活性化計画の目標	
	三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項	
	イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興をする事業	
	ロ 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業	
	ハ 農林漁業の体験のための施設その他の地	
	ニ 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項	
	四 前号の事業に係る他の地方公共団体との連携に関する事項	
（活性化計画の作成等）	第七条 その他農林水産省令で定める事項	
	八 活性化計画には、過疎地域自立促進計画、山村移転等促進事業に関する事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事業等について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。	
	九 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。	
	十 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活	

林漁業団体等は、活性化計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(農地法等による処分についての配慮)

第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事

は、活性化計画の区域内の土地を当該活性化計

画に定める活性化施設の用に供するため、農地

法その他の法律の規定による許可その他の処分

を求めるときは、当該活性化施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第十四条 国は、活性化計画の実施を促進するた

め、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、当該活性化計画の達成のため必要があるときは、関係森林管理局に対し、技術的援助その他必要な協力を求めることができる。

第七条第四項の規定により都道府県が處理することとされる。

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

別表第一に次のように加える。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「昭和五十五年法律第六十五号」及び「昭和五十五年法律第六十五号」に改め、「平成五年法律第七十二号」の下に「及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第二号)」を加える。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の五の次に次の二号を加

(事務の区分)

第十五条 第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法

第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託

事務とする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

別表第一に次のように加える。

第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

別表第一に次のように加える。

第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

れ、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

第五条第一項第一号の三の次に次の二号を加える。

一の四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に

に関する法律第八条第一項の規定による公

告があつた所有権移転等促進計画に定める利

用目的に供するため当該所有権移転等促

進計画の定めるところによつて同法第五条

第七項の権利が設定され、又は移転される

場合

第六条 農業振興地域の整備に関する法律(一部改正)

第六条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第三号の三の次に次の二号を加える。

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第二号)第八条第一項の規定

による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移

転された同法第五条第七項の権利に係る土

地を当該所有権移転等促進計画に定める利

用目的に供するために行う行為

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合

第四条第一項第三号の三の次に次の二号を加